

平成20年2月5日

高知行政評価事務所

路面電車における運行の安全確保及び利用者の利便向上に関する行政評価・監視

〈評価・監視結果に基づく改善通知〉

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性（効率性）の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、路面電車における運行の安全確保及び利用者の利便向上を図る観点から、[高知行政評価事務所](#)が平成19年4月から20年1月にかけて実地に調査した結果に基づき、[四国行政評価支局](#)が関係機関の長に対し、平成20年2月5日、改善意見を通知したものです。

概 略

調査の背景

- 高知県における路面電車は、中心市街地である高知市とその周辺の1市1町とを結び、観光客や地域住民の通勤・通学等の交通手段として重要な役割を果たしており、他の公共交通機関と同様、運行の安全確保が求められている。

【参考】

- ・高知県内の路面電車営業キロ 25.3km
 - ・ " 輸送人員 約602万人（平成18年度）
- ※四国運輸局の資料による。

- 負傷者が出るような**軌道運転事故は、毎年発生**

※平成18年度 2件、負傷者 5名
(軌道経営者安全報告書2007年度版による。)

- 軌道敷内の横断歩道等に凸凹が生じてつまずきやすい箇所があるなど、**安全確保対策が不十分**

- ◇ 軌道経営者及び関係行政機関による運行の安全確保対策及び利用者の利便向上対策の実施状況を調査

【調査対象】

四国運輸局、土佐国道事務所、軌道経営者等

主な調査結果

- ① 運行車両72両中1両を除いて、速度計が設置されていない。
- ② 軌道敷内に設置された横断歩道等（全部で139か所）において、歩行者等がつまずくおそれがあると考えられる程度の凸凹がみられる（35か所）。
- ③ 運転時刻表や運賃表の掲示に不備や、乗換・乗継手続に関する案内表示がないものが72停留場95ホームある。
※調査対象の停留場、ホームは、全部で76停留場、156ホーム

主な通知事項

- 四国運輸局は、軌道経営者に対し、
- ① 車両へ速度計を設置するよう指導すること。
 - ② 軌道敷内の横断歩道等部分について、適切に維持管理を行うよう指導すること。
 - ③ 運転時刻表や運賃表について、適切に掲示するよう指導すること。また、乗換・乗継手続について、分かりやすい表示に努めるよう指導すること。

1 運行の安全確保対策の推進

制度・仕組み

◎ 路面電車は、運転状況に応じて運転制限速度が細かく定められている。

- ・毎時40キロメートル以下で、かつ、道路標識等により指定されている最高速度以内で運転（道路交通法、軌道運転規則）
- ・先行車両との距離が100メートル以下の際には、毎時15キロメートル以下で運転（軌道運転規則）
- ・曲線やこう配の程度に応じ、軌道経営者が細かく定め、運輸局長へ届け出た速度で運転（軌道運転規則）

◎ 路面電車の運行の安全確保のためには、運転制限速度を遵守し、速度超過に起因する事故の発生を未然に防止する必要がある。

調査結果

① 速度計が、運行車両72両のうち、1両を除いて設置されていない。

このため、**運転士は運転速度を瞬時にかつ客観的に確認できず**、また、**軌道経営者は、運転制限速度の遵守状況の客観的な把握が困難な状況**

② 運転士が、運転速度を速度計により瞬時にかつ客観的に把握することは、安全運行に不可欠

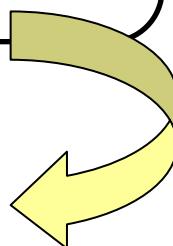
③ 速度計の設置は、運転制限速度の遵守状況にかかる**保安監査の実施に当たって有効**

※ 路面電車については、速度計の設置を義務付ける法令上の規定はない。

通知事項

四国運輸局は、運転士等による運転制限速度の遵守、四国運輸局等による運転制限速度の遵守状況に関する保安監査等の適切な実施に資するため、軌道経営者に対し、路面電車の車両に速度計を設置することを指導すること。

また、路面電車の車両へ速度計の設置が促進される方策について、国土交通省本省と協議し、その実現を図ること。



2 軌道敷内に設置された横断歩道等における安全確保対策

制度・仕組み

軌道経営者は、軌道敷内について、次の措置を講じることとされている。

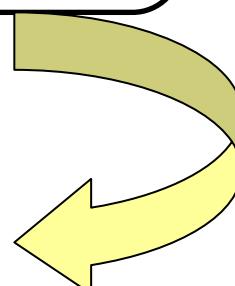
- ◎ 軌条間の全部及びその左右各0.61メートルの道路を**維持修繕すること。**(軌道法第12条)
- ◎ 軌道経営者が維持修繕することとされている道路は、**軌条面と道路面の高低がないこと。**(軌道建設規程第11条)
- ◎ 軌道は、1年に少なくとも1回検査すること。
(軌道運転規則第12条)

調査結果

- 軌道敷内に設置された横断歩道又は軌道が歩道と交差する部分139か所すべてを実地調査した結果、歩行者等が**つまずくおそれがあると考えられる程度の凸凹のあるものが35か所**(参考資料の事例1参照)

通知事項

四国運輸局は、軌道経営者に対し、軌道法第12条に基づき、必要に応じて道路管理者と連携し、軌道敷内に設置された横断歩道等部分について総点検を行い、必要な箇所を速やかに修理するとともに、適切な維持管理を行うよう指導すること。



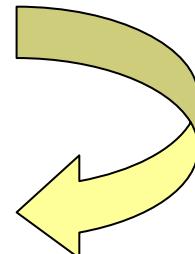
3 運行情報の案内表示の適正化

制度・仕組み

- 軌道経営者には、軌道運輸規程（大正12年鉄道省令第4号）に基づき、路面電車の停留場等見易き場所に、運転時刻表、運行系統、運賃表を掲示することが義務付けられている。
- 国土交通省は、「鉄軌道業の情報提供ガイドライン」を定め、地方運輸局長に対し、軌道経営者における乗り継ぎ利便性、問い合わせ先等の安全・サービスに関する情報提供の推進を指導するよう要請

調査結果（参考資料の事例2参照）

- 高知県内の路面電車の全停留場（76停留場156ホーム）について調査
 - ① 運転時刻表がないもの
運行系統図がないもの
【1停留場（1ホーム）】
【1停留場（1ホーム）】
 - ② 改定前と改定後の運賃表を併せて掲示しているため、まぎらわしいもの
【2停留場（2ホーム）】
 - ③ はりまや橋停留場における乗換手続の表示がないもの
鏡川橋停留場等における乗継手続の表示がないもの
【1停留場（1ホーム）】
【12停留場（12ホーム）】
 - ④ 運転時刻表及び運転系統図を車道向きに掲示しているため、一旦、車道にはみ出して確認する必要が生じており、危険なもの
【1停留場（1ホーム）】



通知事項

四国運輸局は、軌道経営者に対し、次の措置を講じるよう指導すること。

- ① 停留場における運転時刻表、運行系統図及び運賃表について、適切に掲示すること。
- ② 古い運転時刻表を併せて掲示する等のまぎらわしい掲示については改善すること。
- ③ 乗換・乗継手続及び乗り場案内表示については、分かりやすい表示に努めること。
- ④ 案内表示の掲示場所については、利用者の安全が確保された場所とするよう努めること。

4 インターネットによる情報提供の適切化

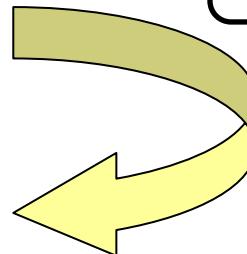
制度・仕組み

- ◎ 軌道経営者は、「鉄軌道業の情報提供ガイドライン」において、サービスに関する基本的な情報（注1）、駅施設に関する情報（注2）、車両施設に関する情報（注3）に関し、インターネット等による情報発信を求められている。

(注1)ダイヤ、遅延等の情報
(注2)バリアフリー化施設の整備状況等
(注3)バリアフリー化設備の整備状況等

調査結果

- 軌道経営者ホームページにおける情報提供に不備があるもの
 - ・運転時刻表の一部が未掲載
 - ・高知駅直行便の運転時刻表とその他の運転時刻表とが別個のカテゴリー（各電停の時刻表検索と運賃表・主要電停時刻表）に掲載され一覧性に乏しく、分かりにくい。
 - ・停留場におけるバリアフリー対策の実施状況が未掲載



通知事項

四国運輸局は、軌道経営者に対し、軌道経営者ホームページの内容の総点検を行い、同一のカテゴリーに掲載するなど一覧性のある運転時刻表を掲載するとともに、停留場におけるバリアフリー対策の実施状況を掲載するよう指導すること。



参考資料

路面電車における運行の安全確保及び利用者の 利便向上に関する行政評価・監視

平成 20 年 2 月

高知行政評価事務所

事例 1 歩行者等がつまずくおそれがある程度の凸凹

① 敷石の沈下によって生じた凸凹

【後免東町停留場付近】



② アスファルトの破損によって生じた凸凹

【旭町一丁目停留場付近】

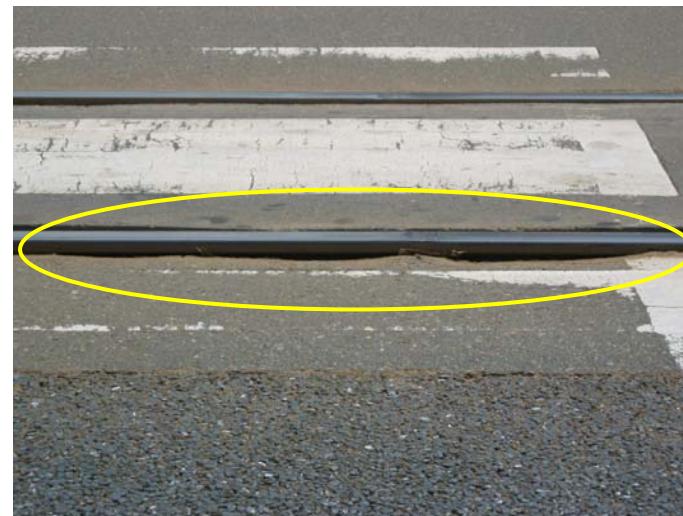




③ アスファルトの沈下又はふくれによって生じた凸凹



【旭駅前通停留場付近】



【旭町三丁目停留場付近】



【枝川停留場付近】



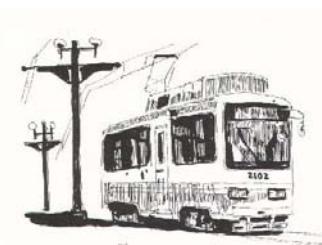
【土佐電氣鐵道(株)本社前の横断歩道】

事例2 運転時刻表等の案内表示に不備があるもの

① 運転時刻表がないもの【清和学園前停留場】



運行系統図がないもの【桟橋通五丁目停留場】



② 改定前と改定後の運賃表を併せて掲示しているため、まぎらわしいもの【上町一丁目停留場】

【改定前の運賃表】

電車運賃表									
土佐電気鉄道株式会社 平成12年9月1日改訂									
■ 小児は半額。ただし5円の端数は、10円単位に切上げ。									
■ 旅客（6歳未満の幼児を除く）が同伴する幼児の無賃扱いは1名限りです。									
後免駅前									
長崎 100									
鹿児 100 190									
介良通 100 190 260									
知寄町 100 100 190 260									
高知駅前									
190 260 340 400									
横浜通 100 100 190 260									
五丁目 190 260 340 400									
180 190 260 340 400									
旭駅前 190 260 340 400									
鶴川 100 190 260 340 400									
190 260 340 400									
鴨部 100 100 190 260 340 400									
190 260 340 400									
朝倉駅前 100 100 100 260 340 400									
八代通 100 190 190 260 340 400									
伊野 100 190 260 340 400									
440 470 500									
500									
危険物持ち込み禁止									
油 脂 火薬類 腐食物質									
セ ル ロイド類 多量のマッチ									
有 毒 ガス類 蓄電池									
上記の物品は制限の量をこえたり、完全な包装でない場合は車内に持ち込むことをお断りします。									
品目・制限量・その他不審の点は係員にお聞き下さい。									
便利な電車・ご利用！									

【改定後の運賃表】

電車に関するお問い合わせ先

時刻・運賃・運行状況・忘れ物等

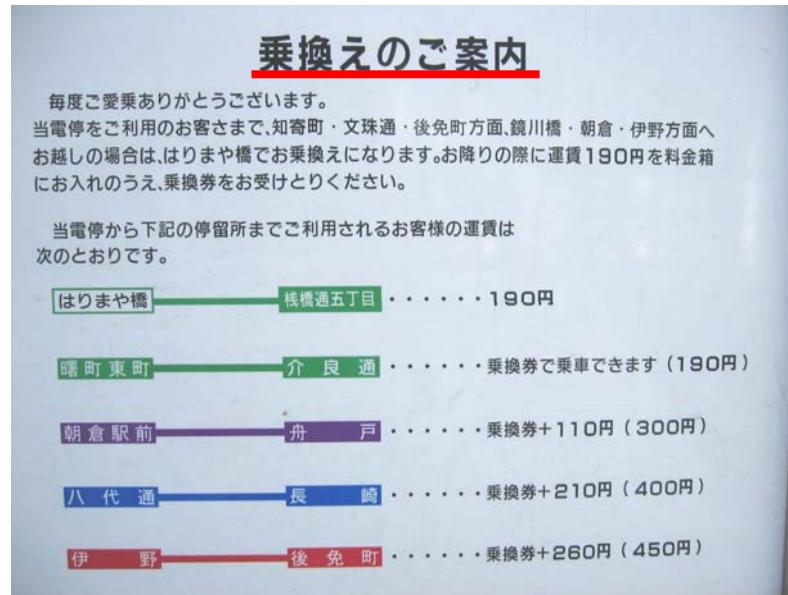
(088)833-7121 電車輸送課まで

- 危険物の持ち込みはご遠慮ください。
 - 両替は降車前に願います。

便利な電車・ご利用を!!

③ 乗換・乗継手続の案内表示が行われている例

※ 乗換手続の案内表示【高知駅前停留場】



※ 乗継手続の案内表示【領石通停留場】

運転整理のため、運行時刻の変更及び運休する場合がありますのでご了承下さい。 平日・日祝 共通時刻表	
H18.1.10改正	
5	はりまや橋 鏡川橋 朝倉 いの 方面行き
6	10 20 32 44 56
7	4 11 18 25 30 39 35 37 39 43 48 47 51 55 59
8	5 9 15 20 24 31 43 52
9	5 14 23 29 35 44 47 57
10	4 10 17 26 30 39 46 52 59
11	8 12 21 28 34 42 50 54
12	3 10 16 23 32 36 45 53 58
13	5 14 18 27 35 40 47 56
14	0 9 16 22 29 36 42 51 59
15	4 11 20 23 34 40 46 54
16	3 7 17 23 37 50 57
17	7 21 35 43 52
18	5 17 26 38
19	0 22 42
20	3 9 25 33 50 57
21	21 40
22	
23	

(お知らせ)
いの行き・朝倉行きは、文珠通電停発となっております。
いの・朝倉方面へお越しのお客様は、鏡川橋電停(舟
舟形電停・岸=電鉄ターミナルビル前電停)にて乗り継ぎ
となります。お降りの際、乗り継ぎ券を乗務員よりお受け
取り下さい。



- ④ 運転時刻表及び運行系統図を車道向きに掲示
しているため、一旦、車道にはみ出して確認
する必要が生じており、危険なもの
【曙町停留場】

